



【第15回】2011年11月25日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授]

あのオリンパスも元大学総長も活用した 「タックスヘイブン」と先進国の戦い

海外への資産フライト

「セレブもOLも高齢者もせっせと預金を海外口座に移している。その驚くべき方法とは？」

これは、文春新書から出ている「資産フライト 『増税日本』から脱出する方法」という書物のカバー書きの内容である。この本は、外国への資産逃避を進める理由として、金融規制や低利回りなどをあげている。高い金融利回りを求めて海外資産運用が高まることはむしろ当然のことと言えよう。

しかし、日本の居住者である限り、たとえタックスヘイブンや銀行機密保護が強力なスイスなどに金融資産を移したとしても、そこから生じる所得は、日本で税務申告する義務がある。これを怠れば、脱税として刑事罰の対象となる、ということは、銘記しておいたほうがいい。

資産フライトが、脱税の勧めとなってはならないのである。

膨れ上がるケイマン・マネー

オリンパス事件で注目が集まっているケイマン・マネーだが、わが国とケイマンなどタックスヘイブンがらみの直接投資は急増している。

タックスヘイブンというのは、租税回避地(租税天国ではない!)のことで、これから述べるように、税率の無い、または低い国・地域というより、情報の透明性に欠ける国・地域、というように、定義自体が変わってきている。

日本銀行の国際収支統計(2006年)でわが国の対外・対内直接投資の相手先国をみると、わが国に直接投資を行っている国の第1位は米国であるが、第2位はオランダ、第4位はケイマン諸島、第7位はシンガポールである。他方で、わが国が対外直接投資を行っている国をみると、第1位は米国であるが、第2位はオランダ、第5位はケイマン、第7位シンガポールとなっている。

すでにわが国の対内・対外直接投資の多くが、タックスヘイブンなどの低税率国経由で行われているのである。投資家には、外国企業だけでなく、わが国の商社なども入っている。

もっともこれがすべて脱税、というわけではなく、大部分は、合法的な節税という観点からの投資であろう。

■ リーマンショックを増幅させた

タックスヘイブンに対する取り扱いをどうするかについては、今や、G8 サミットやG20 の場で、首脳レベルでの問題となっている。その背景には何があるのか。

タックスヘイブンは、税負担の公平性を損なったり、国庫に入る税収を損なうという大きな問題がある。しかし最近では、それだけでなく、国際的な資金の流れのゆがみを助長している、というのが先進諸国の認識である。

そのきっかけは、リーマンショックである。ヘッジファンドなどを通じてタックスヘイブン国へ逃避した資金が、世界的な金融・経済危機(リーマンショック)を増幅させたという事情がある。これが、財政赤字の各国の税収確保の必要性という事情と重なり、タックスヘイブンへの対処が首脳レベルのトップアジェンダとなったのである。

脱税がらみの話も依然大きな問題である。とりわけ世界を揺るがした、2008年のリヒテンシュタイン事件と、米国におけるUBS銀行事件が影響を及ぼしている。

リヒテンシュタインのプライベートバンカーからの告発によって発覚したドイツ財界人の秘密口座の存在は、ドイツの税当局を驚かすとともに、資金逃避の現実を白日のもとに知らしめた。

米国人富裕層の脱税の温床となったスイスのUBS銀行の不正取引も発覚、それ以来、米国政府は、スイスの銀行機密保護という政策そのものに、挑戦をはじめた。

このような経緯を経て、今やタックスヘイブンへの対応は、税率が低いという問題よりも、情報交換の欠如や税制の透明性の欠如に比重が移っていった。OECD租税委員会で、税務当局の情報交換の必要性が合意されるとともに、非協力的な国・地域を特定し、一連の効果的な対抗措置の策定に合意した。

そして、09年のロンドンサミット首脳宣言では、「非協力的な国・地域に対する措置を実施する。……財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。」との内容が公表されたのである。

■ 相次いで告発される相続税脱税事件

このような協力の結果、わが国にも数多くの情報がタックスヘイブン国やスイス等の情報交換協定締結国を経由して入ってくるようになった。すでに、バミューダやケイマンなどのタックスヘイブン国や、スイスとの情報交換協定に基づく日本人の海外所得についての情報が、数多く寄せられつつある。

昨年末、新聞で報じられた帝京大学元総長の相続財産の脱税事件は、リヒテンシュタインの銀行で運用され、今年の1月に報じられた旧ピエールカルダンジャパンの社長は、UBS等スイスの銀行に預けたものであった。そのほか、外資系社員のストックオプションがらみの申告漏れも、前述した情報交換に基づくものだと言われている。

国税庁は、ホームページに、平成 22 年(2010)度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要を公表している。これによると、国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の要請件数は 646 件と、前年度(315 件)の 2 倍超に増加していることがわかる。

わが国で、スイスやリヒテンシュタインなど、海外タックスヘイブンを活用した金融資産の相続税脱税事例が相次いで発覚・告発されている背景である。

■ 税制当局の更なる戦い

税制当局としては、わが国の貴重な税源・金融資産が海外に流出すれば、その後の課税が困難になるという認識がある。今後、ストック経済や高齢化の進展のもとで、相続税・贈与税がらみで海外へ逃避する金融資産をどう把握するかということが、大きな課題となる。

平成 22 年度税制改正大綱では、「適切な課税・徴収の確保の観点から、クロスボーダーで活動を行う者の適切な課税の確保や、圏外資産等に係る情報の的確な把握についても、具体的な方策について検討する必要があります」と、記されている。

すでに、スイスと情報交換ができるよう租税条約が改定され、バミューダやケイマンとも情報交換協定が締結された。いまや、タックスヘイブンにとっても、先進諸国と情報交換を行わなければ、みずからの存在意義が問われているのである。

米国では、海外送金、海外資産(口座残高が 1 万ドルを超える場合)について、詳細な資料情報の提供を義務付けている。とりわけ 2000 年以降、個人富裕層をターゲットとして、オフショア金融口座には厳しい取り締まりを行っており、納税者の開示を要求するとともに、提出義務違反には民事罰、刑事罰が科せられている。

わが国でも、日本居住者が国外に保有する財産の情報についての報告制度を充実(罰則付き義務付け)するなど、様々な資料情報収集の整備に向けて、具体的な方策の検討が始まっている。

また、国際的な税金の徴収の共助に関する国内手続きを整備する検討もすすみつつある。タックスヘイブンに資産を移せば、脱税が可能になるという単純な時代は、終わりつつあるのである。